

寝屋川市防火協会 会則



寝屋川市防火協会

第一章 総則

(名称)

第1条 この会は寝屋川市防火協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は寝屋川消防署内に置く。

(目的)

第3条 本会は寝屋川市内の火災を未然に防止するため消防署の行う事業に積極的に協力するとともに、会員相互の融和と親睦を図り社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 火災予防思想の普及宣伝
- (2) 消防関係法令の普及徹底
- (3) 火災予防研修及び消防訓練等に対する助成
- (4) 自衛消防隊の育成指導
- (5) 防火啓発に関する視察及び調査研究
- (6) 防火功労者等の表彰
- (7) 消防署の事業に対する協力助成
- (8) その他目的達成に必要な事業

第二章 会員及び役員等

(会員)

第5条 本会の会員は寝屋川市内にあって防火対象物及び危険物施設を有する事業所並びにこの会の主旨に賛同する者とする。

(特別会員)

第6条 本会の特別会員は役員職にある者及び特に会長において認めた者とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は所定の様式第1により入会することができる。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は所定の様式第2により退会することができる。

- 2 相当期間の会費不納のとき又は移転等による所在不明のときは前項の手続きがなされたものとみなすことができる。

(役員等)

第9条 本会に次の役員及び事務局を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名 |
| (3) 監査 | 2名 |
| (4) 会計 | 2名 |

- (5) 理事 40名
- (6) 事務局 事務局長並びに若干名の事務員

(役員等の選出)

第10条 本会の役員等は次の方法より選出する。

- (1) 理事は会員の中から選出する。
- (2) 常任理事は（会長・副会長・監査及び会計）は、理事の中から選出する。
- (3) 事務局は、会長が推薦し理事会の承認を得て委嘱することができる。

(役員等の職務)

第11条 本会の役員等は次の職務をつかさどる。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長互選によりその職務を代行する。
- (3) 監査は会計経理を監査する。
- (4) 会計は本会の経理を掌理する。
- (5) 理事は本会の会務を処理する。
- (6) 事務局は会長の命を受け本会の会計事務等を処理する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし再任は妨げない。

- 2 常任理事に欠員が生じたときは、前条の規定にかかわらず第18条第1項第1号により前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、その任期は役員と同じとする。
- 3 顧問及び相談役は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第三章 会 議

(会議)

第14条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- 2 本会の会議は会長がこれを召集しその議長となる。
- 3 会議の議事は出席者の過半数をもって決し可否同数のときは議長がこれを決するものとする。
- 4 議長は議事録を作成し保存しなければならない。
- 5 署長は会議に出席し会員の諮問に意見を述べるができる。

(総会)

第15条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は毎年1回事業年度終了後3ヵ月以内に開催するものとする。
- 3 臨時総会は会長が必要と認めるとき開催するものとする。

4 総会は役員会をもってかえることができる。

(総会の議決等)

第16条 総会において次の事項を議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 理事の選任解任
- (3) その他会長が必要と認め付議した事項

2 総会において次の事項の承認を受けなければならない。

- (1) 前年度に係る決算及び事業報告
- (2) 次年度に係る予算及び事業計画
- (3) その他会長が必要と認めた事項

3 総会において次の事項を報告しなければならない。

- (1) 常任理事に係る役員改選
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(役員会)

第17条 役員会は理事会と常任理事会とする。

2 理事会は役員をもって組織し、常任理事会は会長・副会長・監査及び会計をもって組織する。

3 役員会は必要に応じ開催することができる。

(役員会の議決等)

第18条 理事会において次の事項を議決する。

- (1) 常任理事に係る役員改選
- (2) 前年度に係る決算及び事業報告
- (3) 次年度に係る予算及び事業計画
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 理事会において次の事項を審議し総会に提出する。

- (1) 会則の改正
- (2) その他会長が必要と認めた事項

3 常任理事会において次の事項を審議し理事会に提出する。

- (1) 本会の運営に必要な事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

第四章 経費及び会計

(経費)

第19条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第20条 本会の会費は年額1口あたり6,000円とし口数については概ね別表の定めるところにより会員が負担する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日をもって終わる。

(書類)

第 22 条 会長は毎年度末に次の書類を作成し理事会の議を経て定期総会に提出するものとする。

(1) 収支決算報告書並びに事業報告書

(2) 次年度予算書並びに事業予定書

第五章 会旗等

(会旗)

第 23 条 会旗等は別に定める。

第六章 雑 則

(細則)

第 24 条 この会則に定めるもののほか本会運営並びに事業の遂行上必要な事項は役員会の審議を経て会長が別に定める。

附 則

本会は、財団法人大阪府危険物安全協会に加入するものとする。

附 則

寝屋川市危険物品協会会則は、廃止する。

附 則

この会則は、昭和 39 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この会則は、昭和 48 年 11 月 8 日一部改正する。

附 則

この会則は、昭和 56 年 6 月 23 日一部改正し、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則

口数基準を別表の通り定め、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 4 年 6 月 1 日一部改正し、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 7 年 6 月 9 日一部改正し、同年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 16 年 6 月 25 日一部改正し、同年 6 月 25 日から施行する。

別表 口数基準

危険物施設数による基準

| 所有危険物施設数 | 口数 |
|-----------|-------|
| 1 施設～2 施設 | 2 口以上 |
| 3 施設～4 施設 | 3 口以上 |
| 5 施設～6 施設 | 4 口以上 |
| 7 施設以上 | 5 口以上 |

従業員数による基準

| 従業員数 | 口数 |
|-------------|-------|
| 10 人未満 | 1 口以上 |
| 10 人～29 人 | 2 口以上 |
| 30 人～99 人 | 3 口以上 |
| 100 人～299 人 | 4 口以上 |
| 300 人以上 | 5 口以上 |

1. 口数は危険物施設数による基準と、従業員数による基準の合計とする。
1. 口数は最高 10 口までとする。
1. 理事については口数に 1 口を加え最高は 10 口までとする。

入 会 申 込 書

本会の主旨に賛同し会員として申込いたします。

1. 金 円也 (但し 口)

平成 年 月 日

(会 員)

住 所

名 称

氏 名 印

電 話 () 局 番

寝屋川市防火協会会長様

退 会 届 出 書

会則第 8 条の規程により退会届を提出いたします。

1. 金 円也 (但し 口)

平成 年 月 日

(会 員)

住 所

名 称

氏 名 印

電 話 () 局 番

寝屋川市防火協会会長様

寝屋川市防火協会会旗等に関する規程

(平成7年6月9日 制定)

(目 的)

第1条

この規程は、寝屋川市防火協会会則第23条の規定に基づき、会を表象する会旗等の仕様並びに取扱いを定めることにより、会員の会旗等に対する認識を深めることを目的とする。

(会 旗)

第2条

会旗は、次のとおりとする。

1. 正 会 旗

2. 副 会 旗

(掲 出)

第3条

会旗は、会の式典等の他、会長が必要と認める場合に掲出する。

附則

この規程は、制定の日から施行する。